

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置に関する意見書

道路は、地域経済の活性化や社会活動を支えるとともに、市民の安全・安心を確保し、災害時には緊急輸送路として機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つである。

しかしながら、市内の道路事情は、新東名高速道路や東名高速道路につながる国道の慢性的な交通渋滞への対策、5割程度にとどまる市道路の改良率への対応、今後急速に進む道路施設の老朽化への対策など整備促進、長寿命化等を一層推進する必要がある。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等がかさ上げされているが、この措置が平成29年度で終了した場合、地方の財政負担が増加し、道路整備の推進に加え、老朽化対策にも大きな影響が及ぶこととなる。

よって、国においては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備を推進するため、道路財特法の規定による補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するとともに、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

財 務 大 臣

国土交通大臣